

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令	大量保有府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●金融商品取引業等に関する内閣府令		
▼PTS 信用取引に係る所要の措置		
1	<p>借入有価証券の裏付けの確認等の適用除外にPTSにおける信用取引が追加されたが、これは、制度信用・貸借取引がPTSにおいても導入されることが予定されているためと理解してよいか。</p> <p>この場合、PTSにおける信用取引に係る貸借取引は、金商法第156条の24第1項に定める「金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場の決済機構(具体的には日本証券クリアリング機構)を利用して貸し付ける業務」に該当し、当該業務として保有する株券等は、大量保有府令第4条第4号に基づき、株券等保有割合の計算にあたって保有する株券等の数から除外されるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
▼海外系 G-SIB 子会社への TLAC 規制の導入に向けた所要の措置		
2	<p>『金融庁のTLACフレームワークの導入についての方針』の英語版 10 ページ“1. TLAC Holding Regulation for Internationally Active Banks ”にある“ Regulated Instruments”には何が含まれて、何が外れるのか。</p>	<p>今回の改正とは直接関係はありませんが、ご質問の件については、平成31年3月15日に公表している、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下「銀行1柱告示」)等の一部改正(下記ウェブサイト「別紙5」等)をご参照下さい。</p> <p>銀行1柱告示第1条第86号に定義する「その他外部TLAC関連調達手段」が、いわゆるTLAC保有規制の対象として、ご質問の「Regulated Instruments」に相当するものとなります。</p> <p>なお、同告示については、同日に公表している、TLAC規制等に係る銀行法施行規則・告示等の一部改正等に係る「自己資本比率規制に関するQ&A」の一部改正(下記ウェブサイト「別紙40」)も併せてご参照ください。</p> <p>https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190315-1.html</p>
3	<p>対象となる金融機関が明らかになるのはいつごろか。</p>	<p>本規制の詳細等(規制開始時期、対象金融機関、TLACの水準等)については、本内閣府令に基づく金融庁告示にて定めることとしており、現在、検討を進めているところです。</p>
4	<p>対象金融機関はどのような基準(例えば:リスク資産が何億円以上等)で選定されるのか。</p>	<p>告示案は、取りまとまり次第、公表するとともにパブリ</p>

5	<p>重要子会社グループの特定はホスト国当局と母国当局のコーディネーションと特定プロセスによる結果だと考えているが、この考えでよいか。又、特定プロセスについてもう少し具体的に教えていただきたい。</p>	<p>ックコメントに付す予定ですので、告示案をご確認の上で、ご意見がありましたらお寄せ願います。</p>
6	<p>重要子会社グループの特定は、FSB の TLAC タームシートに記載されている基準が主たるものとして尊重されるべきと考える。内部 TLAC の対象となる子会社の定義については、FSB の TLAC タームシート上の「主要な子会社(子会社グループを含む。)」の定義に記載する数的な基準と矛盾するような基準を使用することなく対象金融機関の範囲を広げないで頂きたい。</p>	
7	<p>金融グループが SPE 方式を採用しており、今回の規制対象となる場合には、親会社からの内部 TLAC 取得が必要となる。その場合、準備には相当の時間が必要になることから、施行までに十分な時間的猶予をいただきたい。</p>	
8	<p>以下の観点から、日本拠点単体の RWA を算出することは困難かつ必ずしも意味がないのではないかと。(1)単体エンティティの RWA を算出するとグループ RWA レベルの分散効果が失われてしまう、(2)グループ全体の RWA のうちかなりの部分を、オペレーショナル・リスク RWA のように、グループ全体で計算していても個々のグループ会社レベルには還元していないものが占めている。</p>	
9	<p>重要子会社に外部 TLAC 最低水準の 75-90%を内部 TLAC として求めるという FSB TLAC タームシートに記載されている条項に関して、その下限レベルである 75%の水準にすることによって破綻処理対象会社が適切な余剰 TLAC を確保することが可能になり、柔軟に事態に対応できると考えている。破綻処理対象会社が重要子会社に多額の資産を事前配置するように要求されることで、それらの資産は金融危機時にグループ内の他の重要子会社の資本再構築に使用できないこととなる。過剰な事前配置はグループ全体の財務安定性を妨げ、結果として重要子会社の資本再構築を行うための余剰</p>	

	<p>TLAC を減少させ、子会社における予想外の多額の損失に対処するための柔軟性が制約される。上記の 75%の水準で開始することは子会社における内部 TLAC の事前配置額と破綻処理対象会社における余剰 TLAC の価格の適切なバランスをとることになり、特にシングルポイントオブエントリーの破綻処理戦略を取る金融機関にとっては有用であると考え。</p>
10	<p>内部 TLAC における最低負債基準 (TLAC の 33%以上は負債) を適用しないことは国内の外部 TLAC 規制と整合性があると考え。また、これは外部・内部 TLAC に関する EU の MREL 等とも一致する。重要子会社は適用される資本水準規制で許容される限り、内部 TLAC の最低水準を満たすために資本と負債の代替を認められるべきである。TLAC の内訳自体は重要子会社の破綻処理の実効性に影響を与えるものではない。このことは破綻処理対象会社が重要子会社において資本構成を自由に決められることができると共に、FSB ガイドラインに規定されているように既存の内部 TLAC を変更することに対する非実現性を考慮している。</p>
11	<p>米国の G-SIBs が用いているような担保付きサポート契約も、規制上の要件をみたく内部 TLAC 又は契約上の内部 TLAC の元本削減・資本転換に代替する措置として、認められるのか。</p>
12	<p>弊社は FSB TLAC タームシートに記載されている担保付保証で内部 TLAC を代替するという柔軟な考え方を支持する。また、これは CMG 内の母国当局とホスト国当局の合意に基づき実施されるべきであるとも考える。</p>
13	<p>内部 TLAC 最低基準に関する規制を決定する際や実際に元本削減・エクイティ転換を行う際の母国当局とホスト国当局間の積極的な意思疎通及び協力はグローバルな金融機関全体の財務安定性に貢献すると考える。なぜならば重要子会社に対するホスト国当局の行政措置がグローバルな金融機関全体に悪影響を及ぼすことを防ぐことになる</p>

	からである。	
14	今回検討中の規制の詳細については取りまとめ次第公表する予定とあるが、規制案の段階でパブコメ等でコメントする機会をいただけるという理解でよいか。また、グローバルに影響を及ぼす規制であり、各社の所管部署が海外に置かれていることも多々あることから、規制案の英訳がないと社内検討がすすまない恐れがある。	
▼広告等における法定記載事項の緩和		
15	金商業及び仲介業を併営している場合、金商業に係る広告等については、金商法第37条第1項第2号の規定が「金融商品取引業者等」となっていることから、金商業の登録番号及び仲介業の登録番号の両方を記載する必要があると思われるところ、当該「金融商品取引業者等」を「金融商品取引業者」と改め、金商業に係る広告物には金商業の登録番号のみを、仲介業に係る広告物には仲介業の登録番号のみを記載すれば足りることにできないか。	金商法第37条第1項第2号の「金融商品取引業者等」は、金融商品取引業者又は登録金融機関をいい(金商法第34条)、金融商品仲介業者を含まないことから、金融商品取引業に係る広告等に金融商品仲介業者の登録番号を記載する必要はありません。
16	業務の内容について広告等を行う場合、当該業務の内容に関連する協会の名称の記載のみを義務付け対象とするとして、金商業等府令第76条第2号に、「(当該金融商品取引業の内容に係る業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。)」という文言が追記されているが、これは必ず記載しなければならないものを限定しているのであって、当該業務内容と異なる協会の名称を並列的に記載することまでを妨げるものではないという理解でよいか。	今回の改正は、当該業務の内容に関連する金融商品取引業協会を法定記載事項とするもので、法定記載事項となる金融商品取引業協会以外の加入金融商品取引業協会を任意に記載する取扱いも妨げられないと考えられます。 また、法令で規定された広告等の表示方法を遵守した上で表示の工夫を行うことも許容されると考えられます。
17	改正後の金商業等府令第76条第2号において、個別具体的な商品提案の内容に応じて、引き続き全ての協会名称を引き続き記載することも許容されるか。また、例えば、全ての協会名称を記載しながらも、契約/運用ヴァーカルごとに、どの協会が関連するかどうか表形式で記載することや、関連する協会名称を強調表示するなどの工夫も許容されるか。	

18	<p>金商業等府令第76条第2号に、「(当該金融商品取引業の内容に係る業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。)」という文言が追記されているが、投資顧問業者が自ら設定する投資信託の受益証券を投資対象とする投資一任契約に係る業務の広告等を行う場合、当該投資顧問業者が加入している投資顧問業協会のほかに、投資信託協会も必ず記載しなければならないか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、投資一任契約に係る業務だけでなく、投資信託運用行為に係る業務の内容の広告等をするときは、投資信託運用行為に係る業務を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会の名称も併せて記載する必要があると考えられます。</p>
19	<p>特定投資家に向けた広告等において、金商法第45条の定めにかかわらず、任意的に、所属協会名称を記載することがある。改正後の金商業等府令第76条第2号においても、全ての協会名称を引き続き記載することも許容されるという理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、金商法第45条(特定投資家に係る適用除外)の取扱いを変更するものではありません。</p>